

(理事及び監事の説明義務)

第53条の2

理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第53条の3

総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十九条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第53条の4 第1項～第4項

1. 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2. 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
3. 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務

所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをついているときは、この限りでない。

4. 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - (1) 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 - (2) 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求